

V. 条例・施行規則・要綱

1. 東海村立図書館設置及び管理に関する条例

昭和59年9月29日

条例第15号

改正 平成12年3月24日条例第19号

平成15年9月26日条例第21号

平成24年12月20日条例第27号

平成28年6月23日条例第33号

(目的)

第1条 この条例は、図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第10条の規定に基づき、東海村立図書館の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(平24条例27・一部改正)

(設置)

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 東海村立図書館

(2) 位置 東海村大字船場774番地5

(平15条例21・平28条例33・一部改正)

(職員)

第3条 東海村立図書館（以下「図書館」という。）に図書館長、司書、司書補その他の職員を置く。

(平15条例21・全改、平24条例27・一部改正)

(図書館協議会)

第4条 法第14条第1項の規定により、図書館に図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）の定数は10人以内とする。

3 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が任命する。

4 委員の任期は2年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員に特別の事情が生じた場合には、教育委員会は、その任期中であってもこれを解任することができる。

(平12条例19・全改、平15条例21・平24条例27・一部改正)

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に教育委員会規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和59年10月1日から施行する。
- 2 図書館の管理のため必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則（平成12年条例第19号）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に図書館協議会の委員である者の任期は、その者が委員に任命された日から起算して2年とする。

附 則（平成15年条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

2. 東海村立図書館設置及び管理に関する条例施行規則

平成14年5月31日

教委規則第7号

改正 平成16年3月26日教委規則第2号

平成16年8月26日教委規則第11号

平成16年12月26日教委規則第13号

平成18年2月27日教委規則第1号

平成19年3月27日教委規則第2号

平成20年4月30日教委規則第7号

平成23年3月25日教委規則第4号

平成24年3月26日教委規則第3号

(題名改称)

平成26年3月31日教委規則第2号

平成29年3月31日教委規則第5号

東海村立図書館運営規則（平成7年東海村教委規則第3号）の全部を改正する。

改正 令和3年10月

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、東海村立図書館設置及び管理に関する条例（昭和59年東海村条例第15号）第5条の規定に基づき、条例の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(平24教委規則3・一部改正)

(定義)

第2条 この規則において、「図書館資料」とは、図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第3条第1号に規定する資料をいう。

第2章 事業

(平16教委規則2・追加, 平26教委規則2・改称)

(事業)

第3条 東海村立図書館（以下「図書館」という。）は、法第3条に規定する事業その他図書館の目的達成に必要な事業を行う。

(平24教委規則3・全改)

第4条 削除

(平26教委規則2)

第3章 図書館奉仕

(平16教委規則2・旧第2章繰下)

第1節 通則

(職務)

第5条 図書館長（以下「館長」という。）は、上司の命を受け、図書館の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 職員は、上司の命を受け、命じられた事務を執行する。

(平24教委規則3・全改, 平26教委規則2・一部改正)

(開館時間)

第6条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。ただし、館長が必要と認めた場合は、教育長の承認を得て、これを変更することができる。

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く火曜日から金曜日 午前9時30分から午後7時まで

土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日 午前9時30分から午後5時まで

(平16教委規則2・旧第5条繰下, 平24教委規則3・平29教委規則5・一部改正)

(休館日)

第7条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、館長が必要と認めた場合は、教育長の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館することができる。この場合において、教育長は、休館日の変更又は臨時の休館に関し、公示するものとする。

(1) 毎週月曜日

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(3) 資料整理日（1月4日及び1月を除く月の第1金曜日）

(4) 特別整理期間（1年につき10日を越えない範囲内で館長が定め、教育長が承認した期間）

(平16教委規則2・旧第6条繰下, 平24教委規則3・平29教委規則5・一部改正)

(利用者の心得)

第8条 図書館を利用する者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 館内においては静粛にし、他人に迷惑をかけること。

(2) 所定の場所以外で喫煙、飲食等をしないこと。

(平16教委規則2・旧第7条繰下)

(入館の制限)

第9条 館長は、次の各号のいずれかに該当する者の入館を拒否し、又は退館させることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、公の秩序又は風俗を乱すおそれがあると認められる者
 - (2) 他人に迷惑になる物品又は動物の類（道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第8条第2項の規定による盲導犬を除く。）を携帯する者
 - (3) その他図書館の管理上支障があると認められる者
- (平16教委規則2・旧第8条繰下)

(利用の制限)

第10条 館長は、この規則及び館長の指示に違反した者に対し、図書館資料の利用を一時停止し、又は禁止することができる。

(平16教委規則2・旧第9条繰下)

(販売行為等の禁止)

第11条 利用者は、館内（その敷地を含む。）において、物品の販売その他これに類する行為又は公告その他これに類するものの掲示若しくは配布をしてはならない。ただし、館長の許可を受けた場合は、この限りでない。

(平16教委規則2・旧第10条繰下)

(損害の賠償)

第12条 利用者は、図書館資料、設備器具等を甚だしく汚損し、若しくは破損し、又は亡失したときは、現品又は相当の代価をもって弁償しなければならない。

(平16教委規則2・旧第11条繰下・一部改正)

第2節 館内利用

(閲覧等)

第13条 利用者は、館内において図書館資料を自由に閲覧し、又は視聴することができる。ただし、館長が指定する図書館資料については、所定の申込手続を行うものとする。

(平16教委規則2・旧第12条繰下)

(複写)

第14条 利用者は、図書館資料を複写しようとするときは、複写申請書（様式第1号）を館長に提出し、許可を受けなければならない。この場合において、利用者は、実費として、モノクローム1枚につき10円、カラー1枚につき50円を負担するものとする。

2 資料の複写は、著作権法（昭和45年法律第48号）第31条第1号の定めるところにより、次の各号のいずれかに該当する資料は、複写することができないものとする。

- (1) 複写により損傷を来すおそれがあるもの
- (2) 技術的に複写が困難なもの
- (3) その他館長が複写することが不相当と認めたもの

3 資料の複写により、資料の著作権上の問題が生じた場合は、当該資料の利用者がその責めを負うものとする。

(平16教委規則2・旧第13条繰下・一部改正、平20教委規則7・一部改正)

第3節 館外貸出し

(館外貸出しの利用対象者)

第15条 図書館資料の館外への貸出し(以下「館外貸出し」という。)を受けることができる者は、次に掲げる個人又は団体とする。ただし、館長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

(1) 個人 東海村、水戸市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町及び城里町に住所を有する者又は東海村に通勤し、若しくは通学する者

(2) 団体 東海村内の読書団体、貸出文庫、社会教育団体及び事務所

(平16教委規則2・旧第14条繰下、平16教委規則11・平16教委規則13・平18教委規則1・平23教委規則4・一部改正)

(館外貸出しの利用登録)

第16条 館外貸出しを受けようとする者(以下「館外利用者」という。)は、あらかじめ、館外貸出利用登録申請書(様式第2号)により利用登録をし、図書館資料利用カード(様式第3号。以下「利用カード」という。)の交付を受けなければならない。

(平16教委規則2・旧第15条繰下)

(利用カードの取扱い)

第17条 利用カードの取扱いは、次のとおりとする。

(1) 利用カードを紛失したとき又は登録した内容に変更が生じたときは、速やかにその旨を館長に申し出なければならない。

(2) 利用カードは、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(3) 利用カードが登録者本人以外の者によって使用され、損害が生じた場合には、その責めは登録者本人に帰すものとする。

(平16教委規則2・旧第16条繰下)

(館外貸出しの手続)

第18条 館外利用者は、館外貸出しを受けようとする図書に利用カードを添えて、館長の許可を受けなければならない。ただし、館内に設置する館外貸出しの手続を処理する機器を使用したときは、この限りでない。

(平16教委規則2・旧第17条繰下)

(館外貸出しの数量及び貸出期間)

第19条 館外利用者が同時に利用できる図書館資料の数量及び貸出期間は、次のとおりとする。ただし、館長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

区分	貸出区分	数量	期間
個人	図書(紙芝居を含む。)	10冊以内	15日以内
	雑誌	3冊以内	15日以内
	ビデオテープ、DVD、CD及びカセットテープ	2点以内	15日以内
団体	図書(紙芝居を含む。)	300冊以内	3月以内
	雑誌	10冊以内	1月以内
	CD及びカセットテープ	5点以内	15日以内

(平 1 6 教委規則 2 ・旧第 1 8 条繰下 ・一部改正, 平 2 4 教委規則 3 ・一部改正)

(館外貸出しの制限)

— 5-6 —

び逐次刊行

第 2 0 条 図書館

物は, 館外貸出しを許可しない。ただし, 館長が認めた場合は, この限りでない。

(平 1 6 教委規則 2 ・旧第 1 9 条繰下)

(貸出し停止)

第 2 1 条 館長は, 図書館資料を貸出期間内に返却しなかった館外利用者に対し, 一定の期間, 館外貸出しをしないことができる。

(平 1 6 教委規則 2 ・旧第 2 0 条繰下)

第 4 節 配送貸出し

(配送貸出しの利用対象者)

第 2 2 条 図書館資料の配送による貸出し(以下「配送貸出し」という。)を受けることができる者は, 東海村に住所を有し, 次の各号のいずれかに該当するものであって, 身体の障害により図書館へ来館することが困難であると認められるものとする。

(1) 身体障害者福祉法(昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号)第 1 5 条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者で, 障害 1 級から 4 級までのもの。ただし, 肢体不自由下肢障害者及び体幹障害者にあつては, 1 級から 6 級までのもの

(2) 前号の規定に準ずる者で, 配送貸出しによる以外に図書館資料の利用が困難であると館長が認めたもの

(平 1 6 教委規則 2 ・旧第 2 1 条繰下)

(配送貸出しの利用登録)

第 2 3 条 配送貸出しを受けようとする者(以下「配送利用者」という。)は, あらかじめ, 配送貸出利用登録申請書(様式第 4 号)により利用登録をし, 利用カードの交付を受けなければならない。

(平 1 6 教委規則 2 ・旧第 2 2 条繰下)

(配送貸出しの数量及び貸出期間)

第 2 4 条 配送利用者が同時に利用できる図書館資料の数量及び貸出期間は, 次のとおりとする。ただし, 館長が特に必要があると認めた場合は, この限りでない。

貸出区分	数量	期間
図書(紙芝居を含む。)	1 5 冊(点) 以内	3 0 日以内
雑誌		
ビデオテープ, DVD, CD 及びカセットテープ		

(平 1 6 教委規則 2 ・旧第 2 3 条繰下 ・一部改正)

(費用の負担)

第 2 5 条 配送貸出しに要する費用は, 村が負担する。

(平 1 6 教委規則 2 ・旧第 2 4 条繰下)

第5節 施設の使用

(使用可能施設)

第26条 館長は、次に掲げる図書館施設を、図書館の事業運営に支障がない限りにおいて他に使用させることができる。

(1) 研修室(附属設備を含む。)

(2) 紙芝居舞台

(平16教委規則2・旧第25条繰下・一部改正、平24教委規則3・一部改正)

(使用対象者)

第27条 図書館施設を使用できる者は、東海村内の読書会、貸出文庫、社会教育団体及びこれに準ずる団体並びに館長が適当と認めた機関又は団体とする。

(平16教委規則2・旧第26条繰下、平24教委規則3・一部改正)

(使用の許可)

第28条 図書館施設を使用しようとする者は、図書館施設使用許可申請書(様式第5号)を館長に提出し、図書館施設使用許可書(様式第6号)の交付を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、図書館施設を使用しようとする日の属する月の2月前から使用しようとする日の3日前までの間に提出するものとする。ただし、館長がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。

(平16教委規則2・旧第27条繰下、平26教委規則2・一部改正)

第6節 図書館資料の館外配置

(館外配置)

第29条 館長は、公共団体又は公共的団体が設置する東海村内の施設(以下「公共的施設」という。)に、当該公共的施設を管理する機関又は団体と協議して、図書館資料を配置し、一般の利用に供することができる。

2 前項の場合において、館長は、図書館資料の管理及び利用について、公共的施設の職員又は当該公共的施設を管理する機関若しくは団体に対し、必要な助言、指導等を行うものとする。

(平16教委規則2・旧第28条繰下)

第4章 寄贈

(平16教委規則2・旧第3章繰下)

(図書館資料の寄贈)

第30条 図書館は、図書館資料の寄贈を受け、他の図書館資料と同様の取扱いにより、一般の利用に供することができる。

(平16教委規則2・旧第29条繰下)

(寄贈の手続)

第31条 図書館に図書館資料を寄贈しようとする者(以下「寄贈者」という。)は、寄贈申込書(様式第7号)により、館長の承認を受けるものとする。

2 寄贈に要する費用は、寄贈者の負担とする。ただし、館長が特に必要があると認めた場合は、当該費用の一部又は全部を村が負担するものとする。

(平 1 6 教委規則 2・旧第 3 0 条繰下)

— 5-8 —

第 5 章 図書館協議会

(平 1 6 教委規則 2・旧第 4 章繰下)

(組織)

第 3 2 条 図書館協議会（以下「協議会」という。）に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(平 1 6 教委規則 2・旧第 3 1 条繰下)

(会議)

第 3 3 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、館長の諮問により委員長が招集する。

ただし、委員の 3 分の 1 以上の請求がある場合は、臨時に招集することができる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議長は、委員長が務める。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(平 1 6 教委規則 2・旧第 3 2 条繰下)

(委員の報酬及び費用弁償)

第 3 4 条 委員の報酬及び費用弁償は、東海村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 1 年東海村条例第 4 2 号）の定めるところによる。

(平 1 6 教委規則 2・旧第 3 3 条繰下)

(庶務)

第 3 5 条 協議会の庶務は、生涯学習課において処理する。

(平 1 6 教委規則 2・旧第 3 4 条繰下、平 2 6 教委規則 2・一部改正)

第 6 章 補則

(平 1 6 教委規則 2・旧第 5 章繰下)

(委任)

第 3 6 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長の承認を受け、館長が別に定める。

(平 1 6 教委規則 2・旧第 3 5 条繰下)

附 則

この規則は、平成 1 4 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 6 年教委規則第 2 号）

この規則は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 6 年教委規則第 1 1 号）

(施行期日)

1 この規則は、平成 1 6 年 1 0 月 1 6 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に東海村立図書館運営規則に規定する館外貸出しの利用許可を受けている旧御前山村に住所を有する者に係る施行日以後の利用については、なお従前の例による。

附 則（平成16年教委規則第13号）

この規則中第1条の規定は平成17年1月21日から、第2条の規定は同年2月1日から施行する。

附 則（平成18年教委規則第1号）

この規則は、平成18年3月19日から施行する。

附 則（平成19年教委規則第2号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年教委規則第7号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年教委規則第4号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年教委規則第3号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年教委規則第2号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年教委規則第5号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

3. 東海村読書活動推進団体活動費補助金交付要綱

平成18年3月14日

告示第15号

改正 平成19年3月30日告示第82号

(趣旨)

第1条 この要綱は、子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年法律第154号)第7条及び文字・活字文化振興法(平成17年法律第91号)第6条及び第7条第4項の規定に基づき、東海村立図書館(以下「図書館」という。)と連携して読書活動を推進する自主的な団体(以下「団体」という。)の活動に対し、その活動に要する経費を予算の範囲内において補助金を交付することに関し、東海村補助金等交付規則(平成3年東海村規則第9号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業は、よみきかせ、おはなし会、かたりきかせ、ブックトーク、パネルシアター、朗読等の図書館や地域における読書活動推進団体活動事業及びこの事業を実施するために必要な研修事業(以下「補助事業」という。)とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費は、前条の補助事業に要する物件費とする。ただし、賃金並びに打合せ等の際の食料費及び交際費(慶弔費を含む。)は除くものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、第2条に規定する補助事業に要した費用の2分の1以内とし、5万円を限度とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 団体は、補助金の交付を受けようとするときは、東海村読書活動推進団体活動費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) 規約又はこれに類する書類
- (4) その他村長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第6条 村長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る事項等を審査し、補助金の交付の適否を決定し、東海村読書活動推進団体活動費補助金交付(不交付)決定通知書(様式第4号)により、団体に通知するものとする。

(変更申請等)

第7条 前条の決定を受けた団体（以下「交付団体」という。）は、補助事業の内容等を変更しようとするときは、あらかじめ、東海村読書活動推進団体活動費補助事業変更承認申請書（様式第5号）により、村長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な補助事業等の変更については、この限りでない。

2 村長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請内容を審査し、変更の承認の可否を決定し、東海村読書活動推進団体活動費補助事業変更承認（不承認）通知書（様式第6号）により、交付団体に通知するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第8条 村長は、交付団体が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 不正な手段により補助金を受けたとき。

(2) この要綱に違反したとき。

(3) その他補助金の使途が不相当と認められたとき。

2 村長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、東海村読書活動推進団体活動費補助金取消通知書（様式第7号）により、交付団体に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 交付団体は、補助事業が完了したときは、補助事業が完了した日の翌日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに次に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

(1) 東海村読書活動推進団体活動費補助事業実績報告書（様式第8号）

(2) 収支決算書（様式第9号）

(3) その他村長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第10条 村長は、前条の規定による報告があったときは、内容を審査の上、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、東海村読書活動推進団体活動費補助金確定通知書（様式第10号）により交付団体に通知するものとする。

(補助金の交付の時期及び請求)

第11条 補助金は、交付団体が補助事業を完了した後において交付するものとする。ただし、村長が必要と認めるときは、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を概算払で交付することができる。

2 交付団体は、補助金の交付を請求しようとするときは、東海村読書活動推進団体活動費補助金交付請求書（様式第11号）により村長に請求しなければならない。

(平19告示82・一部改正)

(帳簿等の保管)

第12条 交付団体は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び関係書類を整備し、これを補助事業が完了した日から5年間保管しなければならない。

(補則)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 19 年告示第 82 号)

この告示は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

4. 東海村子ども読書推進委員会設置要綱

平成25年4月26日

教委告示第1号

改正 平成26年3月31日教委告示第2号

平成27年3月26日教委告示第2号

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定に基づき策定された東海村子ども読書活動推進計画（以下「推進計画」という。）を円滑に推進するため、東海村子ども読書推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 推進計画の進行管理及び改訂に関すること。
- (2) 推進計画のための調査研究に関すること。
- (3) その他委員会が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、10人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱し、又は任命するものとする。

- (1) 学識経験者
- (2) 学校図書館関係者
- (3) 保育所（園）、幼稚園及び認定こども園関係者
- (4) 図書館ボランティア関係者
- (5) 公募による者
- (6) その他教育長が必要と認める者

(平27教委告示2・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、5年とし、再任を妨げない。ただし、その職により委嘱され、又は任命された委員の任期は、その職にある期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、生涯学習課において処理する。

(平26教委告示2・一部改正)

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成25年5月1日から施行する。

附 則（平成26年教委告示第2号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年教委告示第2号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。